

令和7年度第1回電気専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和7年9月2日（火） 14時50分～17時50分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 2名
劳働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- （1）部会長、部会長代理の選任について
- （2）特定最低賃金について
- （3）改正決定の必要性の審議について
- （4）その他

5 議事要旨

- （1）部会長に神保委員、部会長代理に難波委員が選出された。
- （2）審議の公開について諮り、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、昨年度までと同様、非公開とすることが適当とされた。
- （3）7月14日開催の第443回山口地方最低賃金審議会において、全会一致の場合のみ審議会令第6条第5項を適用することで了承を得ていることを確認した。
- （4）事務局から、特賃制度の説明（申出最低協約金額を超えないことを含む）を行い、また特定最低賃金審議の具体的フロー図を用いて、昨年度からの諮問の経緯及び今年度の必要性審議の流れについて説明した。
- （5）事務局から各種経済指標資料及び基礎調査結果について説明した。
- （6）労使代表委員からそれぞれ改正の必要性について現状及び基本方針が述べられた。労働者側委員からは「申出書のとおり改正要件を満たし、最低

協約金額まで129円の上げ幅を残し審議の必要性はあるとの認識であること、一時的な地賃との埋没はあるも法的に審議は可能であり、人材不足対策、公正競争の確保を図る必要がある。県内春闘でも、電気は他の産業よりは低いが3%以上賃上げされており、未組織労働者にも波及させる必要があることや、特賃引上げは、価格転嫁の交渉材料にもなる。必要性を認めていただきたい。」との主張であった。

使用者側委員からは資料の提出もあり、「県内の電気産業は、統計的数字を見ても好材料がない。電気対象の適用労働者数は大幅に減少していることや、適用事業者103事業所のうち99を占める中小・小規模事業者は、グローバル競争化の中、体力に乏しく労務費の価格転嫁もできない会社が多く、賃上げ余力は乏しい。中小・小規模事業者の多い電気は他の製造業と比較し影響率が高く、特定最賃近傍が多いため改定の影響が大きい。無理に賃金をあげれば、雇用調整するところもでてくる。全国的に改正の必要性なしとした都道府県が11県あり全国的に電気特賃の意義・必要性が失せてきている。山口における電気特賃については、地域最賃が大幅に上がる中、意義・必要性が失せてきており優位性がない。必要性には積極的な理由が必要だが見当たらない。」との主張となった。

公益委員から、労使に対し県内の具体的電気産業の状況を聴取しつつ金額審議実施の可能性を探った。個別協議を経たのちに、労働者側委員の意向を受け使用者側に次回、資料提出の上での継続審議の打診を行うなどしたが、使用者側委員からは、「なぜ電気特賃が現状の中で必要であり、それがどのようなデータに基づくものかといった議論を今日する場であったがそれが出ておらず、建設的な議論はなかつたと理解している、その中でもう一度と言われても期待した資料の有無も未確定であり私どもの意見も覆るようなものでもなくもう一度行っても同じである。」との主張が行われた。

その後も公益委員及び労働者側委員から確認が行われ、春闘の引上げ率3%台の引上げの必要性についても議論されたが、使用者側委員からは「金額の上げ下げの話ではなく、こういう現状の中で最賃を超える電気特賃が必要かという議論をしており、その意味で必要性がない。」とし、審議し尽くしたとして、必要性なしを主張したため、全会一致には至らなかつた。

(7) 以上により、「必要性有りとの結論に達し得なかった」として専門部会報告が作成され承認された。9月4日開催の本審において、報告、審議、答申が行われることについて確認が行われ、閉会となった。